

＜基本資料集目次＞

1. 法令関係

・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	1
・同法施行令	5
・法の成立経緯	6
・医療法（抄）	7
・医療提供体制の確保に関する基本方針	9
・救急医療の体制構築に係る指針（抄）	11
・助成金交付事業制度（概念図）	14
・助成金交付事業に係る登録に関する省令	15
・助成金交付事業に係る登録に関する省令施行通知	16

2. ドクターヘリ導入促進事業関連

・ドクターヘリ導入促進事業について	34
・ドクターヘリの写真	35
・実施要綱（概要・本文）	37
・財源別 ドクターヘリ費用内訳	40
・飛行範囲円の図	41
・救命救急センターからの陸路搬送時間30分圏内人口の割合と都道府県別総人口	44

3. 搬送実績等関連

・道府県別・年度別搬送件数	45
・ドクターヘリ導入道府県における広域搬送に係る体制と実施状況	46
・離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況	48
・ドクターヘリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較	50
・ドクターヘリによる治療開始時間の短縮効果等	51
・ドクターヘリ等導入における国際比較	52
・各機関が運用するヘリコプターを用いた救急活動の現状	53
・日本航空医療学会調査による実績	54

4. 救急医療体制関連

・救急医療体系図	57
・救命救急センター設置状況一覧	58
・救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況	61
・消防防災ヘリコプターの保有状況	66
・消防防災ヘリコプター災害出動状況	67
・救命救急センタードクターカー運行状況	68
・各搬送手段における公費及び医療保険による支援	73

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百二二号）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割的重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もつて国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- 一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。
- 二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することができる場所に配備されていること。

（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等）

第二条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することができることを目的に整備することを目標とするものとする。

2 前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。

- 一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他の関係機関との連携及び協力が適切に図られること。
- 二 へき地における救急医療の確保に寄与すること。
- 三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

（医療法の基本方針に定める事項）

第四条 厚生労働大臣は、医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第二十条の二第一項に規定する基本方針（次条第一項において「基本方針」といいう。）に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

(医療計画に定める事項)

第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第二十条の六の規定に基づき、これを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるとときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項
- 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまだがつて確保される必要があると認めるとときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

(関係者の連携に関する措置)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域」とし、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準
- 二 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る消防機関等と病院との連絡体制に関する基準

(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)

第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者（道路管理者に代わってその権限を行なう者を含む。）その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に関し必要な協力を求められた場合には、これに応するよう努めるものとする。

(補助)

第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

(助成金交付事業を行う法人の登録)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省

令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う當利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

二 第十二条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてはいる法人

3

厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出そんされた金額の合計額をもつて、これに充てるものであること。

二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（報告又は資料の提出）

第十一条 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前条第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は

経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（指導及び助言）

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるよう必要な指導及び助言を行つよう努めるものとする。

（登録の取消し）

第十三条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。
- 二 第九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 第十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

（公示）

第十四条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録をしたとき及び前条の規定により同項の登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第百九十一号）

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第八条第一項の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により補助する額（救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の成立経緯（法案提出から公布まで）

平成18年7月～11月

与党ドクターヘリワーキングチーム（全10回開催）
において、法案の内容を検討

平成19年

4月26日 参議院厚生労働委員会において、法案を同委員会より
提出する旨決定

4月27日 参議院本会議において、法案採決

6月15日 衆議院厚生労働委員会において、法案採決

6月19日 衆議院本会議において、法案採決

6月27日 法律公布（一部を除き、同日、施行）

第五章 医療提供体制の確保

第一節 基本方針

第三十条の三 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
 - 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
 - 五 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項
 - 六 次条第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
 - 七 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又は、これを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項
 - 二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項
 - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ べき地の医療

ニ 周産期医療

ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

八 医療の安全の確保に関する事項

九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病院、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十一 一二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るもの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関する必要な事項

3～12 [略]

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年〔〕とに第三十条の四第一項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

住所 岐阜県各務原市鵜沼各務原町4丁目269番地5
李泰守 昭和38年9月19日生
李彻愛 昭和43年11月30日生
李英桓 平成4年1月3日生
李明桓 平成6年1月6日生
李尚桓 平成8年12月3日生
住所 山口県柳井市日積1372番地
孫炳誼 昭和53年4月27日生
住所 東京都台東区柳橋1丁目13番11号
マリテス・タルク・マスダ 昭和44年10月7日生
住所 東京都世田谷区松原5丁目8番10号
具祐子 昭和47年11月24日生
住所 神奈川県三浦郡葉山町一色1216番地4
趙律子 昭和43年5月21日生
住所 千葉県市川市東菅野2丁目14番1—205号
羅庭芳 昭和36年10月26日生
住所 東京都足立区綾瀬5丁目13番1号
全福光 昭和22年2月25日生
玄萬烈 昭和22年2月20日生
全雄一 昭和52年3月31日生
全美利 昭和55年8月16日生
住所 滋賀県大津市比叡3丁目16番1号
朴洋子 昭和32年11月25日生
住所 滋賀県草津市大路2丁目4番6号
尹徹也 昭和58年1月5日生
住所 名古屋市名東区高間町12番地3
金佳惠 昭和40年12月29日生
住所 名古屋市緑区東神の倉3丁目2209番地
吳元澤 昭和45年7月8日生
住所 愛知県東海市名和町大根10番地10
李德穎 昭和45年5月9日生
住所 愛知県豊田市小坂町4丁目13番地3
朴芳政 昭和37年11月8日生
崔善枝 昭和41年12月6日生
朴勇人 平成2年12月6日生
朴彩花 平成4年10月20日生
朴涼花 平成8年6月23日生
住所 愛知県岡崎市本宿町字古新田9番地9
張松枝 昭和48年10月30日生
住所 愛知県岡崎市伊賀町字5丁目8番地
張君枝 昭和52年6月4日生
住所 名古屋市瑞穂区内浜町2番16号
姜真由弓 昭和42年8月17日生
住所 愛知県春日井市中新町2丁目7番地35
金永一 昭和23年8月19日生
李信子 昭和25年2月10日生
金佳津枝 昭和50年1月31日生
金智彰 昭和52年4月12日生
金直紀 昭和59年5月3日生

住所 愛知県常滑市泉町1丁目44番地
李成一 昭和21年10月27日生
崔文子 昭和26年6月29日生
李芳香 昭和48年2月24日生
李圭雨 昭和51年4月27日生
住所 東京都国分寺市北町5丁目6番地6
李潤雨 昭和53年6月9日生
住所 愛知県常滑市白山町1丁目174番地
李成二 昭和29年9月17日生
住所 愛知県瀬戸市東長根町229番地2
宮井雅美 昭和51年1月1日生
住所 名古屋市南区三吉町3丁目36番地
李美里 昭和34年6月29日生
金夏実 平成3年8月7日生
住所 名古屋市守山区鼓が丘2丁目1001番地
金隆生 昭和54年4月18日生
住所 愛知県豊田市御幸町7丁目300番地7
李在吉 昭和22年9月11日生
鄭経子 昭和22年7月2日生
李明華 昭和46年6月6日生
住所 奈良県葛城市八川99番地7
朴博行 昭和40年6月4日生
韓和美 昭和44年10月31日生
朴啓吾 平成9年2月10日生
朴雪那 平成11年9月19日生
住所 東京都立川市羽衣町2丁目41番7号
浜明花 昭和55年4月6日生
住所 茨城県東茨城郡城里町大字石塚2208番地1
鄭明子 昭和54年9月11日生
住所 東京都世田谷区尾山台3丁目23番8号
朴周邦 昭和48年11月7日生
住所 東京都調布市富士見町3丁目19番地1
徐英順 昭和38年2月26日生
徐美伊菜 平成10年1月25日生
住所 東京都調布市富士見町3丁目19番地1
徐泰秀 昭和39年10月25日生
住所 東京都調布市富士見町2丁目22番地13
徐泰信 昭和41年1月22日生
住所 東京都調布市富士見町2丁目22番地13
徐千代 昭和43年5月6日生
住所 大阪府大東市野崎2丁目3番10号
柳永次 昭和44年8月23日生
金寿江美 昭和45年5月31日生
柳貞輝 平成6年5月1日生
柳知裕 平成8年9月17日生
住所 大阪市西成区長橋2丁目6番19号
金貴子 昭和52年4月27日生
住所 大阪府東大阪市柏田西3丁目11番42号
康奉立 昭和20年12月7日生
李未子 昭和20年2月4日生
康文子 昭和44年5月10日生
林里佳 平成11年12月17日生
住所 大阪市住吉区刈田5丁目11番11—702号
崔美惠 昭和41年1月13日生
住所 京都府南丹市八木町八木杉ノ前8番地1
禹眞逸 昭和39年3月21日生
住所 京都市伏見区深草糾屋町16番地
朴京三 昭和30年12月17日生
河政江 昭和34年11月4日生
朴三幸 昭和61年1月3日生
朴泰代 昭和63年9月10日生
朴奈津代 平成3年8月11日生
住所 京都市右京区梅津徳丸町9番地1
斐和江 昭和38年7月14日生
住所 京都府向日市物集女町北ノ口55番地9
崔正男 昭和19年2月21日生
尹永子 昭和23年7月28日生
崔弘一 昭和45年8月31日生
住所 京都市伏見区景勝町43番地9
李昌代 昭和32年8月12日生
劉麻美 平成4年6月9日生
住所 京都市右京区太秦上刑部町21番地32
李滋弘 昭和45年6月8日生
住所 京都市西京区桂清水町34番地5
李容惠 昭和33年12月26日生
住所 京都市山科区小野御所ノ内町29番地
李昌代 昭和43年1月12日生
住所 滋賀県大津市横木1丁目13番4号
李貞仙 昭和17年8月3日生
李廣司 昭和45年7月3日生
住所 神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番13—403号
金昌俊 昭和45年10月11日生
○財務省告示第119号
分離施設振替国債の指定等に関する命令（平成十四年財務省令第66号）第11条第一項に規定する固定利付国庫債券を定める件（平成十五年1月財務省告示第11号）の一部を次のとおり改正する。
平成十九年十一月六日
第五回の次に次の二号を加える。
六 利付国庫債券（四十年）

○財務省告示第119号

医療法（昭和11年川母法律第114号）第31条の11第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第70号）の一部を次のとおり改正し、平成十九年十一月六日から適用する。

平成十九年十一月六日

厚生労働大臣 舟添 勇一

第四の11を次のとおりとする。

11 疾病又は事業のための医療連携体制のあり方
因疾患及び事業に係る医療連携体制につ
いては、それ以下に機能に即して、地域
の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示
するものが必要である。これにより、患者や
住民に対して、分かりやすい情報提供の推進を
図る必要がある。

1 疾病又は事業のための機能

(一) がん
がんの種別などの専門的ながん医療を行
う機能、緩和ケアを行つ機能及び相談
支援を行つ機能（がん診療連携拠点病院、
医療機能に着目した診療実施施設等）

(二) 脳卒中

救急医療の機能、身体機能を回復させ
るリハビリテーションを提供する機能及
び日常生活に復帰させるリハビリテー
ションを提供する機能（発症から入院そ
して居宅等に復帰するまでの医療の流
れ、医療機能に着目した診療実施施設（急
性期・回復期・居宅等の機能との医療
機関）等）

(三) 急性心筋梗塞

救急医療の機能及び身体機能を回復させ
るリハビリテーションを提供する機能
(発症から入院そして居宅等に復帰する
までの医療の流れ、医療機能に着目した
診療実施施設（急性期・回復期・居宅等
の機能との医療機関）等)

(四) 糖尿病

重篤な疾患を予防するための生活指導
を行う機能及び糖尿病による合併症を含
めた疾患の治療を行う機能（発症から居
宅等で継続して治療するまでの医療の流
れ、医療機能に着目した診療実施施設等）